

# 「高齢者虐待」を防ぎましょう

住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持するために

**高齢者虐待**とは、「高齢者が他者からの不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれる状態におかれること」をいいます。

**高齢者虐待防止法**では、「**高齢者の権利を護ること**」だけでなく、**養護者（現に介護をする人）への支援**もしていきます。



在宅介護・地域包括支援センターでは、**虐待の予防、早期発見、迅速な対応**に取り組んでいます。

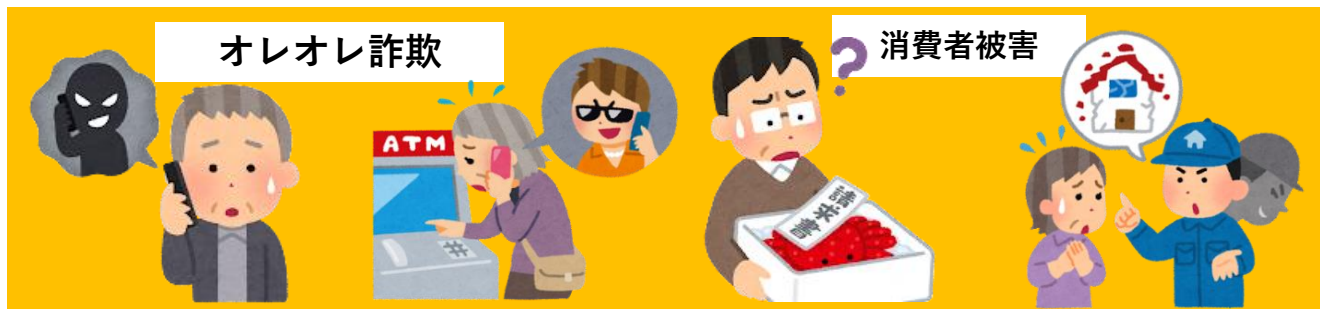
介護にお困りの方を見かけた際にはご連絡ください。

**\* 守秘義務により相談者が特定されることはありません。**

| ご連絡は..                         | 担当エリア           | 電話番号         |
|--------------------------------|-----------------|--------------|
| ゆとりえ<br>在宅介護・地域包括支援センター        | 吉祥寺東町・南町・御殿山1丁目 | 0422-72-0313 |
| 吉祥寺本町<br>在宅介護・地域包括支援センター       | 吉祥寺本町御殿山2丁目     | 0422-23-1213 |
| 高齢者総合センター<br>在宅介護・地域包括支援センター   | 中町・西久保緑町・八幡町    | 0422-51-1974 |
| 吉祥寺ナーシングホーム<br>在宅介護・地域包括支援センター | 吉祥寺北町           | 0422-20-0847 |
| 桜堤ケアハウス<br>在宅介護・地域包括支援センター     | 関前・境・桜堤         | 0422-36-5133 |
| 武蔵野赤十字<br>在宅介護・地域包括支援センター      | 境南町             | 0422-32-3155 |
| 武蔵野市地域包括支援センター（基幹型）            | 市内全域            | 0422-60-1947 |

# 高齢者の消費者被害を防ぎましょう

武蔵野市では**消費者被害**が増加しています。  
高齢者が被害に遭うことが増えています。  
「訪問販売」「電話勧誘販売」「劇場型勧誘」など手口も様々です。



消費生活センターでは消費者被害の相談を電話でも受け付けています。  
在宅介護・地域包括支援センターは、必要時に消費生活センター、警察と連携して対応いたします。

お問い合わせ：裏面にある地域の在宅介護・地域包括支援センターにご連絡ください  
武蔵野市消費生活センター TEL21-2971  
武蔵野警察署 TEL55-0110

# 成年後見制度の手続き支援や促進

**成年後見制度**とは、認知症などによって判断能力が低下した方が不利益を被らないように本人の**権利**や**財産**を守るために財産管理や生活に必要な契約を代理で行うことで支援する制度です。

**成年後見制度**には、家庭裁判所が成年後見人等を選任する**法定後見制度**と、予め代理してもらう内容と後見人を決めておく**任意後見制度**があります。



在宅介護・地域包括支援センターでは、判断能力に不安がある方を支える「地域福祉権利擁護事業」「成年後見制度」の利用に向けた支援を行います。

お問い合わせ：裏面にある地域の在宅介護・地域包括支援センターにご連絡ください  
成年後見利用支援センター TEL27-1238